

問題 1

【正解】 2

【解説】 立憲主義と違憲審査制との関係についての理解を問う基礎的な問題。

立憲的意味の憲法が必ず裁判所による違憲審査制を備えているわけではない（違憲審査制が成文憲法で明文化されるようになったのは、20世紀以降〔多くは第二次世界大戦以降〕である）。なお、アメリカ合衆国憲法の下では、1803年以降、司法裁判所に違憲審査権が認められてきたが、同憲法が明文で司法裁判所の違憲審査権を定めているわけではない。

問題 2

【正解】 1

【解説】 憲法尊重擁護義務を定める憲法 99 条に関する基礎的な問題。

憲法前文は「日本国民は……この憲法を確定する」として民定憲法性を謳いつつ、憲法 99 条では憲法尊重擁護義務の主体として国民を挙げていない。この点については、同条を、憲法を守らせる側（国民）と憲法を守らなければならない側（「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」〔憲 99 条〕）との違いを踏まえたものと解する見解が有力である。

問題 3

【正解】 2

【解説】 旧憲法下の法令の効力に関するやや発展的な問題。

勅令とは、旧憲法下において天皇が制定した法形式の 1 つである。新憲法の施行に合わせて施行された「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」は、「勅令」を政令と読み替えるものとするなどと定め、勅令という法形式に該当することを理由に無効としていない。

問題 4

【正解】 1

【解説】 天皇の国事行為に関するやや発展的な問題。

憲法は外国の大使および公使を接受することを天皇の国事行為と明文で定めているが（憲 7 条 9 号）、外国の元首を接受することについては明文の定めはない。学説上は、外国の元首の接受を「公的行為」と位置づけて、内閣の関与を認めようとする見解が有力である。なお、外国の大使および公使を接受するとは、問題文にあるように儀礼的に接見する行為の意味であり、外国の外交使節にアグレマンを与えるといった行為は内閣が行う（憲 73 条 2 号参照）。

問題 5

【正解】 2

【解説】 憲法 9 条と司法審査との関係に関する基礎的な問題。

砂川事件判決（最大判昭 34・12・16 刑集 13・13・3225）は、9 条 2 項が「その保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しないと解すべきである」と判示している。砂川事件判決でとられた変則的統治行為論は、日米安全保障条約の合憲性の文脈においてである。

問題 6

【正解】 2

【解説】 法人の人権享有主体性に関する知識を問う基礎的な問題。

八幡製鉄事件判決（最大判昭 45・6・24 民集 24・6・625）は、会社によって政治資金の寄附がなされた場合、「政治の動向に影響を与えることがあつたとしても、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない」と述べて、「会社といえども政治資金の寄附の自由を有する」としている。

問題 7

【正解】 2

【解説】 基本的人権の私人間適用に関する知識を問う基礎的な問題。

三菱樹脂事件判決（最大判昭 48・12・12 民集 27・11・1536）は、問題文のような場合について、「憲法の基本権保障規定の適用ないしは類推適用を認めるべきであるとする見解もまた、採用することはできない」と述べている。

問題 8

【正解】 1

【解説】 学問の自由に関する判例の知識を問う基礎的な問題。

ポポロ事件判決（最大判昭 38・5・22 刑集 17・4・370）によれば、大学の自治は、特に大学の教授その他の研究者の人事に関して認められるとともに、大学の施設と学生の管理についてもある程度で認められるとされている。

問題 9

【正解】 2

【解説】 名誉毀損に関する判例の知識を問う基礎的な問題。

問題の考え方は、「現実の悪意」の法理とよばれる、アメリカ連邦最高裁判所の判例法理として確立したものである。日本では、刑法の名誉毀損罪については、表現が「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない」とされており（刑 230 条の 2 第 1 項）、「現実の悪意」の法理の考え方を採用していない。民事上の不法行為としての名誉毀損についても、同様の考え方が採用されており（最判昭 41・6・23 民集 20・5・1118）、いずれにしても、設問のような考え方を採用していない。

問題 10

【正解】 2

【解説】 放送の自由に関する判例の知識を問うやや発展的な問題。

放送法 64 条 1 項は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（中略）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。」と定める。この規定の合憲性が争点の 1 つとなった NHK 受信料事件判決（最大判平 29・12・6 民集 71・10・1817）は、「金銭的な負担なく受信することのできる民間放送を視聴する自由」について、公共放送事業者と民間放送事業者との 2 本立て体制のもと、前者につき、その財政的基盤を受信設備設置者に受信料を負担させることにより確保するものとした仕組みから離れて、かかる自由が憲法上保障されていると解することはできないとしている。

問題 11

【正解】 2

【解説】 居住および移転の自由に関する判例の知識を問う基礎的な問題。

帆足計事件判決（最大判昭 33・9・10 民集 12・13・1969）によれば、「日本国の利益又は公安を害する行為を将来行う虞れある場合においても」外国旅行の自由を制限する必要がある場合がありうる以上、「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」には旅券発給を拒否できると規定する旅券法 13 条 1 項 5 号（現 7 号）の適用を、「明白かつ現在の危険がある」場合に限ると解すべき理由はないとされている。

問題 12

【正解】 1

【解説】 適正手続（法定手続）に関する判例の知識を問う基礎的な問題。

成田新法事件判決（最大判平 4・7・1 民集 46・5・437）によれば、憲法 31 条の定める法定手続の保障が及ぶと解すべき場合であっても、一般に行政手続は、刑事手続とその性質においておのずから差異があること等から、「行政処分の相手方に事前の告知，弁解，防御の機会を与えるかどうかは，行政処分により制限を受ける権利利益の内容，性質，制限の程度，行政処分により達成しようとする公益の内容，程度，緊急性等を総合較量して決定されるべきものであって，常に必ずそのような機会を与えることを必要とするものではない」とされている。

問題 13

【正解】 2

【解説】 生存権と生活保護に関する判例の知識を問うやや発展的な問題。

老齡加算の廃止をめぐる最判平 24・2・28 民集 66・3・1240 は、生活保護法 56 条は、「既に保護の決定を受けた個々の被保護者の権利及び義務について定めた規定」であり、「同条にいう正当な理由がある場合とは、既に決定された保護の内容に係る不利益な変更が、同法及びこれに基づく保護基準の定める変更，停止又は廃止の要件に適合する場合を指すものと解するのが相当である。したがって，保護基準自体が減額改定されることに基いて保護の内容が減額決定される本件のような場合については，同条が規律するところではない」としている（最判平 24・4・2 民集 66・6・2367 も同旨である）。

問題 14

【正解】 1

【解説】 参政権に関する判例の知識を問う基礎的な問題。

三井美唄炭鉱労組事件判決（最大判昭 43・12・4 刑集 22・13・1425）によれば、「立候補の自由は，選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり，自由かつ公正な選挙を維持するうえで，きわめて重要である。このような見地からいえば，憲法 15 条 1 項には，被選挙権者，特にその立候補の自由について，直接には規定していないが，これもまた，同条同項の保障する重要な基本的人権の 1 つと解すべきである」とされている。

問題 15

【正解】 1

【解説】 国家賠償請求権に関する判例の知識を問う基礎的な問題。

郵便法事件判決（最大判平 14・9・11 民集 56・7・1439）は，問題文のように述べている。

問題 16

【正解】 2

【解説】 定足数に関する基礎的な問題。

憲法 56 条 1 項は議事・議決の定足数を総議員の 3 分の 1 と定める。一方、憲法 96 条 1 項は、憲法改正の発議および議決の定足数を明文で定めていない。ただし、憲法改正の発議の本会議での可決には総議員の 3 分の 2 以上の賛成が必要であること（憲 96 条 1 項）から、学説は一般に、憲法改正の発議の議決の定足数は総議員の 3 分の 2 であると解している（これに対し、議事の定足数については見解が分かれている）。

問題 17

【正解】 2

【解説】 内閣の権限についての知識を問うやや発展的な問題。

憲法 73 条 4 号の「官吏」の範囲については、学説でも、①地方公務員を除くすべての国家公務員と解する見解、②国家公務員のうち国会の議員と職員を除く公務員と解する見解、③国家公務員のうち国会の議員と職員および裁判所の裁判官と職員を除く公務員と解する見解に分かれるが、地方公務員が「官吏」に含まれないことについては一致している（なお、地方自治法では「官吏」ではなく「吏員」の語が用いられている）。

問題 18

【正解】 2

【解説】 憲法判断の方法についての理解を問う基礎的な問題。

付随的違憲審査制の建前を貫徹するならば、傍論中での憲法判断は一切許されないと考えられる。しかし、学説の多くは、違憲審査制の憲法保障機能を大なり小なり認めており、傍論中であつたとしても、事件の重大性や憲法上の権利の性質等を考慮して憲法判断に踏み切ることが許される場合もあるとしている。判例でも、「なお、念のため（に）」と述べたうえで、傍論の部分において憲法判断を行っている例がある（皇居前広場事件判決：最大判昭 28・12・23 民集 7・13・1561，朝日訴訟：最大判昭 42・5・24 民集 21・5・1043）。

問題 19

【正解】 2

【解説】 財政に関する学説の理解を問うやや発展的な問題。

憲法 84 条にいう「租税」の意義について問題文のような見解（狭義説）に立つと、財政法 3 条は憲法 84 条の要請ではなく、立法政策的に選択された創設的規定にすぎないことになる。

問題 20

【正解】 2

【解説】 地方自治に関する制度の理解を問う基礎的な問題。

地方公共団体における長と議会との関係について、地方自治法は、憲法 93 条の規定を受けて首長制を採用しつつ（自治 17 条）、議院内閣制的要素も取り入れている。すなわち、地方自治法によれば、議会は長の不信任決議を行うことができ、その場合に長は議会を解散することができる（自治 178 条）。

問題 21

【正解】 2

【解説】 憲法上の権利の保障内容に関する判例の知識を問う基礎的な問題。

- ア. 正しい。マクリーン事件判決（最大判昭 53・10・4 民集 32・7・1223）の判示である。
- イ. 誤り。謝罪広告事件判決（最大判昭 31・7・4 民集 10・7・785）をはじめ、最高裁判所判決において憲法 19 条の保障内容について明確に述べられていない。なお、選択肢の「事物に関する是非弁別の内心的自由」という 19 条の理解は、謝罪広告事件の藤田八郎裁判官の反対意見の立場である。
- ウ. 誤り。自衛官合祀事件判決（最大判昭 63・6・1 民集 42・5・277）において、「原審が宗教上の人格権であるとする静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益なるものは、これを直ちに法的利益として認めることができない性質のものである。」と述べられている。
- エ. 正しい。レペタ事件判決（最大判平元・3・8 民集 43・2・89）において、「筆記行為の自由は、憲法 21 条 1 項の規定の精神に照らして尊重されるべきであるといわなければならない」ものであるが、「憲法 21 条 1 項の規定によつて直接保障されている表現の自由そのものとは異なるものであるから、その制限又は禁止には、表現の自由に制約を加える場合に一般に必要とされる厳格な基準が要求されるものではない」とされている。
- オ. 誤り。博多駅事件決定（最大決昭 44・11・26 刑集 23・11・1490）は、報道機関による「事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法 21 条の保障のもとにあることはいうまでもない」と述べており、「憲法 21 条の趣旨に照らし、十分に尊重に値いするもの」とされたのは、「報道のための取材の自由」である。
- よって、正しい記述はアとエであり、正解は 2 となる。

問題 22

【正解】 1

【解説】 憲法上の権利に対する制約に関する判例の知識を問うやや発展的な問題。

- ア. 誤り。宗教法人オウム真理教解散事件決定（最決平 8・1・30 民集 50・1・199）は、宗教法人法による解散命令について、設問と同様の説示をしたうえで、その支障は「解散命令に伴う間接的で事実上のもの」とした。
- イ. 正しい。再婚禁止期間違憲訴訟（最大判平 27・12・16 民集 69・8・2427）のとおりである。
- ウ. 誤り。本選択肢の前半部分はエホバの証人剣道実技拒否事件判決（最判平 8・3・8 民集 50・3・469）の判示のとおりであるが、信教の自由の制約については、「被上告人の信教の自由を直接的に制約するものとはいえない」としている。
- エ. 正しい。君が代起立斉唱事件判決（最判平 23・5・30 民集 65・4・1780 など）の判示のとおりである。なおこれに続けて、「個人の歴史観ないし世界観に由来する行動（敬意の表明の拒否）と異なる外部的行為（敬意の表明の要素を含む行為）を求められることになり、その限りにおいて、その者の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があることは否定し難い」としている。
- オ. 正しい。寺西判事補事件決定（最大決平 10・12・1 民集 52・9・1761）の判示である。よって、誤っている記述はアとウであり、正解は 1 となる。

問題 23

【正解】 3

【解説】 包括的基本権に関する知識を問う基礎的な問題。

- ア. 誤り。本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくても、刑訴法 218 条 3 項の場合のほか、「現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち間がないと認められる場合であつて、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもつて行なわれるとき」は、撮影が許容される（京都府学連事件判決：最判昭 44・12・24 刑集 23・12・1625）。なお同判決は、「警察官による人の容ぼう等の撮影が、現に犯罪が行われ又は行われた後間がないと認められる場合のほかは許されないという趣旨まで判示したものではない」とされている（最判平 20・4・15 刑集 62・5・1398）。
- イ. 正しい。前科等をみだりに公表されないことが法的保護に値することは、「右の前科等にかかわる事実の公表が公的機関によるものであつても、私人又は私的団体によるものであつても変わるものではない」とされている（ノンフィクション逆転事件判決：最判平 6・2・8 民集 48・2・149）。
- ウ. 誤り。最高裁は、本文のような場合、「輸血するとの方針を採っていることを説明して、……手術を受けるか否かを〔患者〕自身の意思決定にゆだねるべきであつた」としている（エホバの証人輸血拒否事件判決：最判平 12・2・29 民集 54・2・582）。
- エ. 誤り。最高裁は、酒税法の規定は、「自己消費を目的とする酒類製造であつても、これを放任するときは酒税収入の減少など酒税の徴収確保に支障を生じる事態が予想されるところから、国の重要な財政収入である酒税の徴収を確保するため、製造目的のいかんを問わず、酒類製造を一律に免許の対象とした上、免許を受けないで酒類を製造した者を処罰する」こととしても憲法 13 条には違反しないとしている（どぶろく裁判判決：最判平元 12・14 刑集 43・13・841）。
- オ. 正しい。最高裁は、「個人の私生活上の自由の 1 つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有する」としており、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、憲法 13 条の趣旨に反して許されないとしている（指紋押なつ拒否事件判決：最判平 7・12・15 刑集 49・10・842）。
- よつて、正しい記述はイとオであり、正解は 3 となる。

問題 24

【正解】 4

【解説】 夫婦同氏制を合憲とする最高裁大法廷判決についての知識を問うやや発展的な問題。

ア. 誤り。同判決は、氏は「名とあいまって、個人を他人から識別し特定する機能を有するほか、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格を一体として示すもの」であるとする一方で、氏には「名とは切り離された存在として……家族の呼称としての意義がある」としており、氏単独で人格権の一内容を構成するとはしていない。

イ. 誤り。同判決は、「婚姻前に築いた個人の信用、評価、名誉感情等を婚姻後も維持する利益等は、憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとまではいえない」とする。ただし、これらの利益等は、「氏を含めた婚姻及び家族に関する法制度の在り方を検討するに当たって考慮すべき人格的利益である」としている。

ウ. 正しい。同判決は、本肢のとおり述べている。

エ. 正しい。同判決は、本肢のとおり述べている。

オ. 誤り。同判決は、「本件規定は、婚姻の効力の1つとして夫婦が夫又は妻の氏を称することを定めたものであり、婚姻をすることについての直接の制約を定めたものではない」とする。

よって、正しい記述はウとエであり、正解は4となる。

問題 25

【正解】 3

【解説】 職業選択の自由に関する判例の知識を問う基礎的な問題。

1. 誤り。小売市場事件判決（最大判昭47・11・22刑集26・9・586）によれば、職業選択の自由を保障している憲法22条1項は営業の自由を保障する趣旨を包含しているとされている。

2. 誤り。薬事法違憲判決（最大判昭50・4・30民集29・4・572）によれば、職業はその性質上社会的相互関連性が大きいものであるから、職業の自由は殊に精神的自由に比較して公権力による規制の要請が強いとされている。

3. 正しい。薬事法違憲判決を参照。

4. 誤り。酒類販売免許制事件判決（最判平4・12・15民集46・9・2829）によれば、法が定める酒類販売業の免許制は租税の適切かつ確実な賦課徴収をはかるといふ国家の財政目的のための規制とされている。

5. 誤り。小売市場事件判決によれば、法令が定める小売市場の開設に対する適正配置規制は国が社会経済の調和的發展を企図するという観点からとられた措置であり、「立法府がその裁量権を逸脱し、当該法的規制措置が著しく不合理であることの明白である場合に限って」違憲となるとされている。

問題 26

【正解】2

【解説】教育を受ける権利に関する判例の知識を問う基礎的な問題。

ア. 正しい。最大判昭 39・2・26 民集 18・2・343 は、本肢のとおり述べている。

イ. 誤り。旭川学力テスト事件判決（最大判昭 51・5・21 刑集 30・5・615）は、教育内容の決定と遂行権限に関して、検察側が主張する「国家教育権」説と、弁護側が示した「国民教育権」説との相対立する2つの考え方につき、両者とも極端かつ一方的で、そのいずれをも全面的に採用することができないと評価する。本選択肢の文章は、そのうちの国民教育権説の内容である。

ウ. 正しい。旭川学力テスト事件判決は、本肢のとおり述べている。

エ. 誤り。旭川学力テスト事件判決は、問題文に示した見解を「採用することができない」と明示する。そして、普通教育の場でも教師が、「一定の範囲における教授の自由が保障されるべきことを肯定できないではない」としながら、児童生徒の批判能力や、教育の全国的水準の確保の見地から、「完全な教授の自由を認めることは、とうてい許されない」とした。

オ. 誤り。伝習館高校事件において、最判平 2・1・18 集民 159・1 は、高等学校学習指導要領について「法規としての性質を有するとした原審の判断は、正当として是認することができ、右学習指導要領の性質をそのように解することが憲法 23 条、26 条に違反するものでない」としている。また、最判平 2・1・18 民集 44・1・1 は、教師の学習指導要領に反する諸行為について懲戒事由になるとしている。

よって、正しい記述はアとウであり、正解は2となる。

問題 27

【正解】 3

【解説】 労働基本権に関する知識を問うやや発展的な問題。

- ア. 正しい。全農林警職法事件判決（最大判昭 48・4・25 刑集 27・4・547）は、本肢のとおり述べている。
- イ. 誤り。労働基本権について定める憲法 28 条の法的性格をめぐっては、国家対私人、使用者対労働者（私人間）の両関係において労働者を保護する役割があると理解されている。
- ウ. 正しい。三井美唄労組事件判決（最大判昭 43・12・4 刑集 22・13・1425）は、本肢のとおり述べている。
- エ. 誤り。警察職員、消防職員、自衛隊員、海上保安庁職員および刑事施設職員には、現行法上、労働三権すべてが否定されている。
- オ. 正しい。全農林警職法事件判決は、本肢のとおり述べている。
よって、誤っている記述はイとエであり、正解は 3 となる。

問題 28

【正解】 5

【解説】 衆議院と参議院についての知識を問う基礎的な問題。

- ア. 誤り。公職選挙法は、かつては、都道府県を単位として選挙区を定めていたが、1 票の較差の問題に対応するために平成 27 年の公職選挙法改正により合区が行われたので、現在の選挙区の数 45 である。
- イ. 誤り。内閣総理大臣の指名の議決、予算の議決および条約の承認の議決について、参議院が衆議院と異なった議決を行った場合には両議院の協議会を必ず開かなければならないが（憲 67 条 2 項、60 条 2 項、61 条）、衆議院で可決した法律案について参議院が異なった議決をした場合には、両議院の協議会を開かなくてもよい（憲 59 条 3 項参照）。両院協議会を開催しない場合でも、衆議院で出席議員の 3 分の 2 以上の多数で再び可決すれば、衆議院で可決した内容の法律となる（憲 59 条 2 項）。
- ウ. 正しい。条約の締結の承認について憲法が準用しているのは憲法 60 条 2 項だけであり、衆議院の予算先議権の規定（憲 60 条 1 項）は準用していない（憲 61 条）。
- エ. 誤り。参議院の緊急集会を求めることができるのは内閣だけである（憲 54 条 2 項但書）。参議院または衆議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求により、内閣が召集を決定しなければならないのは国会の臨時会である（憲 53 条）。オ. 正しい。参議院が国務大臣の間責決議を可決したことがあるが、辞職させる法的拘束力は認められていない。これに対し、衆議院の内閣不信任決議の場合には、衆議院が解散されない限り、内閣は総辞職しなければならない（憲 69 条）。
- よって、正しい記述はウとオであり、正解は 5 となる。

問題 29

【正解】3

【解説】内閣総理大臣の地位と権限についての知識を問う基礎的な問題。

1. 正しい。憲法 67 条 1 項は、「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する」と定めており、国会議員の中からの指名であれば、それが参議院議員であったとしても憲法には違反しない。
2. 正しい。憲法 70 条にいう「内閣総理大臣が欠けたとき」とは、死亡、除名、国会議員としての地位の喪失に加え、自主的に辞職した場合を含むと解されている。
3. 誤り。憲法 67 条 2 項は、内閣総理大臣の指名について、「衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき……は、衆議院の議決を国会の議決とする」と規定しており、この場合の両院協議会は任意ではなく必要的に開催されるべきものと理解されている。
4. 正しい。明治憲法下では、内閣総理大臣は他の国务大臣と同格であったため、国务大臣に対する罷免権は認められていなかった。しかし、日本国憲法では、内閣の一体性を確保するため、内閣総理大臣は「首長」として位置づけられ（憲 66 条 1 項）、憲法 68 条 2 項でも「内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。」と規定されるなど、内閣総理大臣の権限は強化されている。
5. 正しい。本肢記載のとおりである。ロッキード事件丸紅ルート判決（最大判平 7・2・22 刑集 49・2・1）参照。

問題 30

【正解】1

【解説】裁判官の身分保障についての理解を問う基礎的な問題。

1. 誤り。憲法 78 条前段は、裁判官の罷免事由として、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合と公の弾劾の場合とを規定している。ただし、最高裁判所の裁判官は、これらの罷免事由に加え、国民審査において投票者の多数が罷免を可とした場合にも罷免される（憲 79 条 3 項）。
2. 正しい。憲法 64 条は裁判官の弾劾を弾劾裁判所に専属させる趣旨と理解されている。したがって、弾劾裁判所の裁判は、「日本国憲法に特別の定のある場合」（裁 3 条 1 項）にあたると解され、最高裁判所であっても、その取消しを行うことはできない。
3. 正しい。裁判官の懲戒処分は分限裁判を通じて行われる。また、憲法 78 条後段は、「裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。」と規定し、行政機関による裁判官の懲戒処分を明示的に禁止している。
4. 正しい。寺西判事補事件決定（最大決平 10・12・1 民集 52・9・1761）では、懲戒の裁判は純然たる訴訟事件についての裁判にはあたらないことを理由に、憲法 82 条違反の主張を退けている。
5. 正しい。憲法 79 条 6 項、80 条 2 項参照。